

国立大学法人東京農工大学長期借入金事務取扱規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(事務の委任)</p> <p>第2条 学長は、本規程に係る事務を <u>財務部長</u> に行わせるものとする。</p> <p>2 学長は、<u>財務部長</u> に事故があるとき又は必要と認めるときには、前項の事務を役員又は職員に代理させることができる。</p> <p>3 <u>財務部長</u> の事務の一部を補助させる者(以下「補助者」という。)については、別に定める。</p> <p>4 この規程のうち、第1項の <u>財務部長</u> について規定した条項は、前項に規定する補助者について準用する。</p> <p>(契約の方式)</p> <p>第3条 <u>財務部長</u> は、長期借入金の借入について、公告して申込みをさせることにより競争(以下「一般競争」という。)に付さなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(入札の公告)</p> <p>第4条 <u>財務部長</u> は、長期借入金の借入について、一般競争に付そうとするときは、その入札日の前日から起算して少なくとも10日前に本学ホームページ、掲示その他の方法により公告しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(一般競争参加者の制限)</p>	<p>本則</p> <p>(事務の委任)</p> <p>第2条 学長は、本規程に係る事務を <u>次長のうちから指名する者</u> (以下「<u>担当次長</u>」という。)に行わせるものとする。</p> <p>2 学長は、<u>担当次長</u> に事故があるとき又は必要と認めるときには、前項の事務を役員又は職員に代理させることができる。</p> <p>3 <u>担当次長</u> の事務の一部を補助させる者(以下「補助者」という。)については、別に定める。</p> <p>4 この規程のうち、第1項の <u>担当次長</u> について規定した条項は、前項に規定する補助者について準用する。</p> <p>(契約の方式)</p> <p>第3条 <u>担当次長</u> は、長期借入金の借入について、公告して申込みをさせることにより競争(以下「一般競争」という。)に付さなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(入札の公告)</p> <p>第4条 <u>担当次長</u> は、長期借入金の借入について、一般競争に付そうとするときは、その入札日の前日から起算して少なくとも10日前に本学ホームページ、掲示その他の方法により公告しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(一般競争参加者の制限)</p>	

<p>第6条 <u>財務部長</u>は、次の各号の一に該当する者を、その事実があった後2年間長期借入金の借入に係る一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 <u>財務部長</u>は、前項の規定に該当する者を入札の代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。</p> <p>(協調融資の場合における貸付人の制限)</p> <p>第7条 <u>財務部長</u>は、次の各号の一に該当する者については、協調融資団の組成に当たり、貸付人として参加させてはならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(予定利率)</p> <p>第8条 <u>財務部長</u>は、長期借入金の借入の契約を締結しようとするときは、あらかじめ予定利率を定めなければならない。</p> <p>(入札の執行)</p> <p>第9条 <u>財務部長</u>は、一般競争入札を執行しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した入札書(以下「入札書」という。)を競争加入者から提出させなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 <u>財務部長</u>は、あらかじめ、競争加入者(その代理人を含む。以下同じ。)に、入札書に記載する事項を訂正する場合には、当該訂正部分について競争加入者が印を押しておかなければならないことを知らせておかなければならない。</p> <p>3 <u>財務部長</u>は、代理人が入札するときは、あらかじめ、競争加入者本人から代理委任状を提出させなければならない。</p>	<p>第6条 <u>担当次長</u>は、次の各号の一に該当する者を、その事実があった後2年間長期借入金の借入に係る一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 <u>担当次長</u>は、前項の規定に該当する者を入札の代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。</p> <p>(協調融資の場合における貸付人の制限)</p> <p>第7条 <u>担当次長</u>は、次の各号の一に該当する者については、協調融資団の組成に当たり、貸付人として参加させてはならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(予定利率)</p> <p>第8条 <u>担当次長</u>は、長期借入金の借入の契約を締結しようとするときは、あらかじめ予定利率を定めなければならない。</p> <p>(入札の執行)</p> <p>第9条 <u>担当次長</u>は、一般競争入札を執行しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した入札書(以下「入札書」という。)を競争加入者から提出させなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 <u>担当次長</u>は、あらかじめ、競争加入者(その代理人を含む。以下同じ。)に、入札書に記載する事項を訂正する場合には、当該訂正部分について競争加入者が印を押しておかなければならないことを知らせておかなければならない。</p> <p>3 <u>担当次長</u>は、代理人が入札するときは、あらかじめ、競争加入者本人から代理委任状を提出させなければならない。</p>	
--	--	--

<p>4 <u>財務部長</u> は、競争加入者が提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをさせてはならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(入札の延期又は廃止等)</p> <p>第10条 <u>財務部長</u> は、競争加入者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、一般競争入札を公正に執行することができない状況にあると認めるときは、当該競争加入者を入札に参加させず又は当該競争入札を延期し、若しくはこれを廃止することができる。</p> <p>2 <u>財務部長</u> は、競争加入者のうち、入札において、第6条第1項第1号に掲げる行為をしたと認められる者があったときは、その者を入札から排除することができる。</p> <p>(入札の無効等)</p> <p>第11条 <u>財務部長</u> は、第4条に規定する公告において、当該公告及び入札説明書に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする旨を明らかにしなければならない。</p> <p>2 <u>財務部長</u> は、前項に該当することにより無効とした入札については、当該入札が無効である旨を競争加入者全員に知らせなければならない。</p> <p>(落札の方式)</p> <p>第12条 <u>財務部長</u> は、一般競争に付する場合においては、予定利率の制限の範囲内で大学にとって最も有利な利率をもって申込みをした者を契約の相手方とする。</p> <p>2 <u>財務部長</u> は、落札となるべき同利率の入札をした者が二人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定しなければならない。</p>	<p>4 <u>担当次長</u> は、競争加入者が提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをさせてはならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(入札の延期又は廃止等)</p> <p>第10条 <u>担当次長</u> は、競争加入者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、一般競争入札を公正に執行することができない状況にあると認めるときは、当該競争加入者を入札に参加させず又は当該競争入札を延期し、若しくはこれを廃止することができる。</p> <p>2 <u>担当次長</u> は、競争加入者のうち、入札において、第6条第1項第1号に掲げる行為をしたと認められる者があったときは、その者を入札から排除することができる。</p> <p>(入札の無効等)</p> <p>第11条 <u>担当次長</u> は、第4条に規定する公告において、当該公告及び入札説明書に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする旨を明らかにしなければならない。</p> <p>2 <u>担当次長</u> は、前項に該当することにより無効とした入札については、当該入札が無効である旨を競争加入者全員に知らせなければならない。</p> <p>(落札の方式)</p> <p>第12条 <u>担当次長</u> は、一般競争に付する場合においては、予定利率の制限の範囲内で大学にとって最も有利な利率をもって申込みをした者を契約の相手方とする。</p> <p>2 <u>担当次長</u> は、落札となるべき同利率の入札をした者が二人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定しなければならない。</p>	
---	---	--

<p>3 <u>財務部長</u>は、前項の同利率の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係ない職員に、これに代わってくじを引かせなければならない。</p> <p>(再度入札)</p> <p>第13条 <u>財務部長</u>は、開札をした場合において、各競争加入者の入札について、予定利率の制限に達した利率の入札がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(随意契約)</p> <p>第15条 <u>財務部長</u>は、一般競争に付し、再度の入札をしても落札者がいないときは、第3条の規定にかかわらず、随意契約によることができる。</p> <p>(契約書の作成)</p> <p>第17条 <u>財務部長</u>は、一般競争入札を執行し、又は随意契約により契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成しなければならない。</p>	<p>3 <u>担当次長</u>は、前項の同利率の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係ない職員に、これに代わってくじを引かせなければならない。</p> <p>(再度入札)</p> <p>第13条 <u>担当次長</u>は、開札をした場合において、各競争加入者の入札について、予定利率の制限に達した利率の入札がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(随意契約)</p> <p>第15条 <u>担当次長</u>は、一般競争に付し、再度の入札をしても落札者がいないときは、第3条の規定にかかわらず、随意契約によることができる。</p> <p>(契約書の作成)</p> <p>第17条 <u>担当次長</u>は、一般競争入札を執行し、又は随意契約により契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成しなければならない。</p>	
---	---	--

附 則 (平成31年4月1日規程第19号)
この規程は、平成31年4月1日から施行する。